

白山市有料広告掲出基準

平成19年 1 月22日

改正 平成29年 3 月 1 日

令和 3 年 7 月30日

(趣旨)

第1条 この基準は、白山市有料広告掲出要綱（平成19年白山市告示第8号）第3条第2項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲出する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならな
いため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければなら
ない。

(屋外広告物に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告物の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に
配慮しなければならない。

2 この基準に定める「屋外広告物」とは、いしかわ景観総合条例（平成20年石川県
条例第29号）第49条に定める許可を要するものをいう。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲出しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
の適用を受ける業種又は事業者
- (2) 消費者金融
- (3) ギャンブルに係るもの
- (4) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業
者
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 債権取立て、示談引受け等に係る者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第1
54号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者

(掲出基準)

第5条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲出しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法律等で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- イ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- エ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- オ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- カ 国内世論が大きく分かれているもの
- キ 喫煙に関するもの

(2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(屋外広告物に関する交通安全上の基準)

第6条 屋外広告物の内容、デザイン等が次のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲出しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

(WEBページに関する基準)

第7条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲出する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。